

行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱

平成26年 7月15日告示第83号

(目的)

第1条 この要綱は、市内の木造戸建て住宅の耐震改修の実施に要する費用の一部を補助することによりその実施を促進し、もって震災に強いまちづくりに資するため、行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、行橋市補助金等交付基本要綱（昭和62年6月行橋市告示第35号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修工事等 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事監理を含む。）（以下「耐震改修工事」という。）並びに自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃貸等により確保することに伴う除却工事（以下「建替え等に伴う除却工事」という。）をいう。
- (3) 木造戸建て住宅 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁構法で建築された木造一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が、建物全体の床面積の2分の1未満であるものに限る。）を含む。）をいう。
- (4) 施行者 木造戸建て住宅の所有者その他市長が住宅の耐震改修が必要と

認める者で、耐震改修工事等を行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、施行者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を過去に受けたことがないもの
- (2) 市税その他の公租公課を滞納していないもの
- (3) 暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないもの、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないもの又は暴力団員が役員となっていない法人その他の団体

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特にやむを得ない事情があると認めるときは、同項第1号に該当しない施行者（同項第2号及び第3号に該当する施行者に限る。）を補助対象者とすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる要件を全て満たす木造戸建て住宅（以下「補助対象住宅」という。）の耐震改修工事等に要した費用について交付する。

- (1) 市内に存在すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に工事に着手したものであること（昭和56年6月1日以後に増改築等を行ったものを含む。）。
- (3) 補助金の交付を過去に受けていないこと。
- (4) 耐震改修工事については現に居住者がいること又は耐震改修後に居住する予定の者がいること、建替え等に伴う除却工事については申請時点で居住していること及び除却後は地震に対する安全性が確保された住宅等へ住替え等を行うこと。

(5) 耐震改修工事等により建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の規定に違反するものでないこと。

(6) 地階を除く階数が2以下であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、次の表の左欄の工事に要する費用（建替え等に伴う除却工事においては、補助対象住宅の解体及び撤去に要する費用又は補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用のいずれか低い方）の同表中欄に掲げる率に相当する額とし、同表右欄に掲げる金額を限度とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

耐震改修工事	50%	60万円
建替え等に伴う除却工事	23%	30万円

（耐震改修工事等の事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする施行者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事等の実施に関する契約を締結する前に、当該工事について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けるよう努めなければならない。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付又は不交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したとき

は行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付に条件を付することができる。

（補助金交付申請の取下げ）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事情により耐震改修工事等を中止する場合には、速やかに行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付申請取下書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による取下げの届出があったときは、前条第1項の規定による交付決定を取り消すものとする。

（補助金交付申請の内容の変更）

第10条 交付決定者は、事情により耐震改修工事等の内容を変更するときは、速やかにその変更の内容について市長と協議をしなければならない。

- 2 交付決定者は、前項に規定する場合において、交付決定を受けた額の変更を伴うときは、必要に応じて行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付変更申請書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による補助金交付変更申請があったときは、その内容を審査し、その結果を行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付変更審査結果通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（耐震改修工事等の遂行）

第11条 交付決定者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に耐震改修工事等を行わなければならない。

（検査等）

第12条 市長は、必要と認める場合においては、耐震改修工事等の工程を指定し、検査を実施することができる。

2 市長は、前項の規定による検査の結果、当該耐震改修工事等が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震改修工事等が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金事業完了実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金額確定通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第9号。以下「補助金交付請求書」という。）に関係書類を添えて市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条に規定による補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 第12条第2項の規定による指導に従わないとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項（第3号を除く。）の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定を行った後においても適用する。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該交付決定者に対し通知しなければならない。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（書類の整備及び保存）

第19条 補助金の交付を受けた施行者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

（第1面）

年 月 日

行橋市長 宛

申請者 郵便番号 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____ 印
 生年月日 _____ 年 月 日
 性 別 _____
 電話番号 _____

行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付申請書

行橋市補助金等交付基本要綱及び行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱を承知のう
 え、 年度の標記補助金の交付を受けたいので、同要綱第7条の規定に基づき、下記のと
 おり関係書類を添えて申請します。

なお、私は、市税その他の公租公課に対する納付状況について行橋市が調査すること及び行橋
 市暴力団排除条例の趣旨に基づき、必要に応じて氏名、生年月日等を行橋警察署に照会するこ
 とに同意します。

記

1 補助事業の目的及び内容

行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱第2条第2号に定める耐震改修工事等

2 耐震改修工事等の着手予定年月日 年 月 日

3 耐震改修工事等の完了予定年月日 年 月 日

4 交付申請額 _____ 円

※「5 交付申請額の算出方法」の②③欄の額のうち、低い額を記入

5 交付申請額の算出方法

算出項目	算出額	算出説明（算出式）
耐震改修工事等に要する費用 （消費税及び地方消費税を除く。） ①	円	耐震改修工事等に要する経費で、建設会社等に支払う予定の額
補助基準額 ②	円 （1,000円未満切捨）	$= \frac{\text{① 額}}{\text{① 額}} \text{円} \times \%$
補助上限額 ③	万円	行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱に定める額

6 補助対象住宅等の概要

所在地	行橋市
建築時期	年 月
構造	木造 階建て
規模	延べ床面積 m^2 (うち、住宅の用に供する部分の床面積 m^2)
所有者	(申請者との関係：)
居住者	(現に居住 ・ 居住予定) (申請者との関係：)

7 添付書類

- (1) 申請に係る補助対象住宅の登記事項証明書その他当該補助対象住宅の所有者等が分かる書類（所有権を有する者が複数存在する場合は、その代表者1名分を添付すること。）
- (2) 建築完了検査における検査済証の写し、または補助対象住宅の建築年月日等を明らかにする書類
- (3) 耐震診断結果報告書及び耐震補強計画書（建築士名及びその押印があるもの）
- (4) 耐震改修工事等見積書の写し（いずれも自由様式。ただし施工建設会社等名及びその押印があるもの）
- (5) 補強対象住宅の外観及び補強予定箇所の写真
- (6) 市税の納税義務者は、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたもの）。
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

行橋市長

行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金について、行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助対象住宅の所在地
行橋市

2 交付決定額
_____ 円

3 交付予定時期

4 交付の条件

※上記の補助内容については、福岡県の木造戸建て住宅耐震改修補助金を活用しています。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

行橋市長

行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金
について、行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記の
とおり不交付とすることに決定したので通知します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
行橋市
- 2 不交付の理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

行橋市長 宛

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付申請取下届

年 月 日付で補助金の交付決定通知があった 年度の標記補助金について、行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記の理由により申請を取下げます。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
行橋市
- 2 取下げの理由

様式第5号（第10条関係）

（第1面）

年 月 日

行橋市長 宛

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付変更申請書

年 月 日付で補助金の交付決定通知があった 年度の標記補助金について、行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助対象事業の内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
行橋市
- 2 変更申請の理由

3 補助事業の変更概要

事業の期間	変更前	年 月 日 ~ 年 月 日	
	変更後	年 月 日 ~ 年 月 日	
交付申請額	変更前	円	
	変更後	円	
交付申請額の算出	耐震改修工事等に要する費用 ①	変更前	円
		変更後	円
	補助基準額 ② (1,000円未満切捨)	変更前	円
		変更後	円
補助上限額 ③	万円		

※事業の期間については、年度をまたがることはできません。

※交付申請額及び①②の欄の記入要領は、交付申請書（様式第1号）に同じ。

4 変更の項目、内容及び理由

変更項目	変更内容		変更理由
	変更前	変更後	

5 添付書類

- (1) 変更内容を明らかにする書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

行橋市長

行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付変更審査結果通知書

年 月 日付で交付変更の申請があった 年度行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金について、行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
行橋市
- 2 決定内容
- 3 決定理由
- 4 変更交付決定額

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

行橋市長 宛

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金事業完了実績報告書

年 月 日付で補助金の交付決定通知があった 年度の標記補助金について、行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり耐震改修工事等が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象住宅の所在地

行橋市

2 補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額 _____ 円

補助金精算額 _____ 円

3 補助事業の実施期間

自) 年 月 日

至) 年 月 日

4 添付書類

- (1) 全ての施工箇所の写真（施工前、施工工程、施工後） ※施工内容が確認できるもの
- (2) 施工箇所の平面図
- (3) 施工建設会社等と締結した契約書の写し
- (4) 耐震改修工事等に要した費用に係る施工者等からの請求書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号 (第14条関係)

第 号
年 月 日

様

行橋市長

行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金額確定通知書

年 月 日付で事業完了実績報告があった 年度行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金について、行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助対象住宅の所在地

行橋市

2 補助金確定額

_____ 円

様式第9号（第15条関係）

年 月 日

行橋市長 宛

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付請求書

年 月 日付で補助金額の確定通知があった 年度の標記補助金について、
行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を
添えて補助金の交付を請求します。

記

1 交付請求額

金 額	¥								
-----	---	--	--	--	--	--	--	--	--

(金額の記載はアラビア数字を用いてください。)

2 振込先

振 込 先 金 融 機 関	金 融 機関名	銀 行						本店 支店
	預金の 種 類	普 通 ・ 当 座 (該当を○で囲む)						
	口 座 番 号							
	フリガナ							
	口 座 名義人							

3 添付書類

- (1) 施工建設会社等に費用を支払ったことを証する領収書の写し

様式第10号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

行橋市長

行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号の交付決定通知に係る 年度行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金について、行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
行橋市
- 2 取消しの範囲
- 3 取消しの理由
- 4 取消額
(交付決定額 円 に係る)
円

様式第11号（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

行橋市長

行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金返還命令書

年 月 日付 第 号で交付決定を取り消した 年度行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金について、行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱第 18 条の規定に基づき、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 補助対象住宅の所在地
行橋市

2 返還額
(交付決定取消額 円 に係る)
_____ 円

3 返還期限
年 月 日まで

※ 行橋市補助金等交付基本要綱に基づき、原則として別途加算金の納付を要する。